

通学の基本方針・通学方法について

① 通学の基本方針について

- ・地域で子どもたちの顔が見えること
  - ・行程の安全・安心が図られること
  - ・地域の協力が得られること
- ※異学年の集団通学の教育的意義を考慮

② 変更前の通学方法について

小学生

- ・小中一貫校を中心に、半径 3 km 未満に地区公民館がある地区の小学生は徒歩通学とし、3 km 以上はスクールバス利用を原則とする。
- ※下校時のスクールバス運行 = アフタースクールの参加児童数を考慮

中学生

- ・現状どおり自転車通学を原則とする。

(但し、現在スクールバスを運行している上鴨川・下鴨川・平木地区の中学生を除く)

※文部科学省の指針

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 km 以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね 6 km 以内であること。



## 1 東条学園小中学校における通学状況の検証結果について

### (1) 検証方法

検証方法は、以下の聞き取り等調査により実施

- ① 児童への聞き取り調査
- ② 遠距離の徒歩通学地区（古家、貞守、新定）への調査
- ③ 実際に児童が通学する様子、周辺の明るさ等の現地調査
- ④ 学校保護者連絡ツール「tetoru」による1～6年生の保護者に対するアンケート調査（実施期間 R5. 3. 2～R5. 3. 8）  
対象児童は356人、回答児童は172人（回答率48.3%）  
※回答は保護者からであるため、回答実数は123人

### 【調査による意見】

- ① 通学距離にかかわらず、様々な地区から出てきた意見
  - ・熱中症への不安
  - ・少人数での登下校への不安
  - ・低学年が一人で帰っているのが心配である。
  - ・夏場の熱中症が心配であり、夏限定のバス通学を希望する。
  - ・通学路の安全確保の要望（交通安全施設の整備、地区内危険個所の改善等）。
- ② 遠距離の徒歩通学地区（古家、貞守、新定）から出てきた意見
  - ・長距離、危険箇所を避けるため学校から2km程の距離まで車で送迎している。
  - ・通学時間が、日によって60～90分かかることがあり、心配である。
  - ・この一年で登下校中の怪我や熱中症、体調不良などがあった。
  - ・夏場はお茶が足りないが、多く持たせると重くなり通学距離が長いので子どもに負担がかかる。
  - ・欠席、カリキュラム、親の送迎により登下校時に少人数になる。
  - ・長期休業期間前の荷物が重く、長い時間歩くとしんどい。（児童）
  - ・登下校途中でトイレに行きたくなり、困ったことがある。（児童）
  - ・日照時間が短い時期は、夕方の薄暗い中の登下校は危険である。（現地調査）

### (2) アンケート調査による検証結果

- ① 歩行距離が長くなるほど体力面での負担が大きく、熱中症のリスクが高くなる。
- ② 少人数での登下校における安全面の確保が必要である。
- ③ 日照時間が短い時期は、暗い時間から家を出発し、薄暗くなってから帰宅するため心配である。

### 【①、②の対応】

熱中症については、持ち帰る荷物の調整、日傘の活用、登下校中の水分補給などの対策をとり、少人数での登下校については、通学路の集約、地域での見守り活動、学校、市、加東警察のパトロール等で対応していく。

### 【③の対応】

最も早い日没時刻の期間においても日没前に帰宅できるように、また、夏場の熱中症のリスクを下げるため、徒歩通学距離を見直す。

## 2 通学方法の見直しについて（案）

冬場、子どもが最終下校時刻である 16 時に学校を出発して、最も早い日没時刻 16 時 48 分（R4 気象庁データ参照）までに帰宅できるように、見直しを行う。

### (1) 基準となる距離について

遠距離通学地区の子どもが歩く距離とかかった時間で平均の歩く速さを求める。

子どもが歩く平均時速 3.9 k m/h

平均時速で 48 分間歩いたときの距離は、 $3.9 \text{ k m/h} \times 48 \text{ 分} / 60 \text{ 分} = 3.12 \text{ k m}$ 。

加東市遠距離児童通学援助に関する要綱（平成 18 年 3 月 20 日告示）に規定する、遠距離通学の基準を見直し、4 k m 以上から、3 k m 以上に変更する。

### (2) 徒歩通学地区とスクールバス対象地区の境界（半径）について

現行では、徒歩通学の子どもの通学距離が 4 k m 以下になるように、半径 3 k m 未満に地区公民館がある地区の子どもを徒歩通学としていたが、上記 (1) に変更することに伴い、通学距離が 3 k m 以下になるように、半径を 2 k m 未満に地区公民館がある地区の子どもを徒歩通学対象とする。

半径 3 k m の境界を見直し、半径 2 k m に変更する。

## 3 変更後の通学方法（案）と対象地区について

### 小学生

- ・小中一貫校を中心に、半径 2 k m 未満に地区公民館がある地区の小学生は徒歩通学とし、2 k m 以上はスクールバス利用を原則とする。

半径 2 k m 未満の徒歩通学対象であっても、自宅から学校までの通学距離が 3 k m 以上ある場合は、個別対応とする。

### (1) 徒歩通学対象地区（小中一貫校を中心に、半径 2km 未満に地区公民館のある地区）

社 1 区、社 2 区、社 3 区、社 4 区、社 5 区、ひろのが丘、嬉野台団地  
藤田南、山国、田中、松尾、家原、梶原、梶原団地、上中、上中団地、喜田  
下三草、木梨、藤田

### (2) スクールバス対象地区（小中一貫校を中心に、半径 2km 以上に地区公民館のある地区）

出水、鳥居、貝原、野村、西垂水、窪田  
沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実  
畑、廻渕、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、久米  
上三草、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台  
上鴨川、下鴨川、平木

### (3) 徒歩通学対象地区の中で個別対応が必要な住宅がある地区（自宅から学校までの通学距離が 3km 以上ある住宅がある地区）

山国、藤田